

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～平成30年度の運用状況について～

稲 城 市

目 次

第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成30年度）	1
1 介護支援ボランティア制度の具体的内容	1
2 基本方針	1
3 管理機関	3
4 介護支援ボランティア受入機関等	3
5 介護支援ボランティア活動実績の把握	4
6 評価ポイント	4
7 評価ポイント転換交付金	5
8 市民への制度周知方法	5
9 平成30年度実施に際してのスケジュール	7
10 平成29年度決算額、平成30年度決算額及び 平成31年度予算額	7
第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成30年度）	9
1 介護支援ボランティア登録者数の状況	9
2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者	9
3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況	10
第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況 アンケート調査（平成30年度）	12
1 調査目的	12
2 調査方法等	12
3 調査結果	12
第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会	16
1 意見交換会の開催目的	16
2 意見交換会に向けたアンケート調査	16
3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第	23
4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録	24

第5章 介護予防効果の検証	26
1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果	26
参考資料	29
・稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱	30
・健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳(平成30年度版)	39
・介護支援ボランティア制度視察受入状況	47

第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成30年度）

1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稲城市の介護支援ボランティア制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行う。

2 基本方針

稲城市の介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

基本方針

- ・ 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要（平成30年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

(1)	制度根拠	・介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項 ・地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）別記1(2)イ（ウ） ・稲城市介護保険条例（平成12年条例第8号）第15条の6 ・稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱（平成19年7月9日市長決裁）																		
(2)	介護支援ボランティア	稲城市の介護保険第1号被保険者であり、管理機関へ登録を行った者																		
(3)	介護支援ボランティア活動	市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動 <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>活動</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 介護保険対象施設</td><td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td></tr><tr><td>② 市が委託する地域支援事業(介護予防事業)</td><td>② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助</td></tr><tr><td>③ ふれあいセンター</td><td>③ 喫茶等の運営補助</td></tr><tr><td>④ 高齢者会食会</td><td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い</td></tr><tr><td></td><td>⑥ 話し相手</td></tr><tr><td></td><td>⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等)</td></tr><tr><td></td><td>⑧ その他 (例－高齢者世帯のゴミ出し等)</td></tr></tbody></table>	事業	活動	① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援	② 市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助	③ ふれあいセンター	③ 喫茶等の運営補助	④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助	⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い		⑥ 話し相手		⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等)		⑧ その他 (例－高齢者世帯のゴミ出し等)
事業	活動																			
① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援																			
② 市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助																			
③ ふれあいセンター	③ 喫茶等の運営補助																			
④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助																			
⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い																			
	⑥ 話し相手																			
	⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等)																			
	⑧ その他 (例－高齢者世帯のゴミ出し等)																			
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。																		
(5)	評価ポイントの付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大 5,000 ポイントの評価ポイントを付与。																		
(6)	評価ポイント転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。 交付額は、年度内で最大 5,000 円。																		
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納がある場合、評価ポイント転換交付金は交付しない。																		

4 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

5 施行日 平成19年9月1日

3 管理機関

稲城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行う。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会とし、稲城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行う。

4 介護支援ボランティア受入機関等

稲城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は市長が指定を行う。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受ける。

介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。2 介護保険事業に関する活動であること。3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。 |
|--|

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知する。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知する。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価する。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価する。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については当該活動を2回までとして評価する。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行う。ただし、社会福祉協議会のごみ出しなどのちょっとしたボランティアの場合は、継続的な活動について週1回以上の活動を（回数に関わらず）1回として評価するものとする。

5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出し、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付する。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印する。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」が介護支援ボランティア制度を応援していることから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Q & A、ボランティア活動の心得、ボランティア活動保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動先一覧が収録されている。

6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。

介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア 評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

8 市民への制度周知方法

市民が65歳になった際及び65歳以上の者が市へ転入した際に、介護保険料納入通知書と共に介護支援ボランティア周知チラシを同封している。


稲城市広報いなぎ（平成30年度11月1日特集号）により市民への周知を行った。

参加してみませんか

介護支援ボランティア制度

介護支援ボランティア制度とは
65歳以上の方が介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じたポイントに対して交付金（年間最大5,000円）を交付する制度です。ボランティア活動を通じた高齢者の介護予防を目的としています。

ボランティアとして活動するには
まず稲城市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録してください。登録の際に、活動内容や活動先などを説明します。現在の登録者数は820人を超えています。
④65歳以上の方（市介護保険第1号被保険者）
④社会福祉協議会ボランティアセンター
☎378-3800



広報いなぎ平成30年11月1日特集号

いなぎ社協だよりふれあい通信（平成31年3月号）により市民への周知を行った。

「介護支援ボランティア ポイント交換手続きのご案内」

介護支援ボランティア制度は、稲城市の介護予防事業の一つとして、65歳以上の高齢者の方が、ボランティア活動を通じて地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的として平成19年度から実施しています。

高齢者施設などでボランティア活動を行い、活動スタンプをためるとスタンプ数に応じて最大5千円の交付金が受けられます。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで介護支援ボランティアとして活動された方は、介護支援ボランティア手帳に押印された活動スタンプを評価ポイントに交換する手続きを行ってください。活動スタンプが10個未満は対象外です。また交付金を希望されない方は手続きの必要はありません。

なお、3月中も活動をされる場合は、すべての活動が終わった時点で早めに手続きを行ってください。

手続き方法

▽受付開始日 3月1日(金)から

※土、日、祝日を除く。

※ポイント交換と新しい手帳の発行を行います。

▽場所 福祉センター2階 ボランティアセンター

▽持ち物 介護支援ボランティア手帳・

印鑑・交付金振込み先口座を確認できるもの（通帳など）

出張受付

▽場所及び期日

○ひらお苑正面玄関付近（平尾2-49-20） 3月25日(月) 28日(木)

○ふれあいセンター平尾（平尾小学校内） 3月27日(水)

▽時間 午前11時から午後1時45分まで

ボランティア保険の お知らせ

ボランティア保険は、ボランティア活動をされる方々が安心して活動できるよう、様々な事故に対応する傷害と賠償がセットになった保険です。年度ごとに入する必要がありますのでご注意ください。

▽保険の内容

傷害保険

ボランティア活動中や活動先の往復途上で、偶発の事故によりボランティア自身がケガを負い通院や入院が必要となった場合

賠償責任保険

ボランティアが活動中に他人にけがを負わせてしまったり他人の物を壊してしまった場合

▽保険料 一人年額300円（小学生・

9 平成30年度実施に際してのスケジュール

平成30年度実施に際してのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 平成30年4月 ・管理機関委託契約（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））
・評価ポイント付与開始
7月 ・評価ポイント転換交付金申請受付開始
8月 ・転換交付金交付開始
9月 ・東京ヴェルディ試合観戦特別プラン無料招待
平成31年3月 ・介護支援ボランティア受入機関等意見交換会実施
・地域支援事業交付金精算
[稲城市・管理機関（社会福祉協議会）]

10 平成29年度決算額、平成30年度決算額及び平成31年度予算額

平成29年度決算額 2,020,976円（管理機関への委託）

委託料の積算内訳	金額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	135,400円
役務費 振込手数料 郵送料	155,196円 37,845円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	43,680円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,401,000円
事務管理料	181,000円
消費税・印紙税	66,855円

平成30年度決算額 2,048,160円（管理機関への委託）

委託料の積算内訳	金額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	183,000円
役務費 振込手数料 郵送料	156,168円 32,314円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	18,200円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,390,000円
事務管理料	198,000円
消費税・印紙税	70,478円

平成31年度予算額 2,257,000円（管理機関への委託）

委託料の積算内訳	金額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	185,142円
役務費 振込手数料 郵送料	160,000円 41,400円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	56,922円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,536,000円
事務管理料	197,946円
消費税・印紙税	79,092円

第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成30年度）

1 介護支援ボランティア登録者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は860人（うち昨年度末登録者は797人、今年度新規登録者は63人、平成31年3月31日現在で転出や死亡等による資格喪失者は99人）であった。登録者の年齢構成は、次表のとおりである。

（平成31年3月31日現在：資格喪失者99人を除く）

年齢区分（才）	男性		女性		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
65－69	8人	11.6%	61人	88.4%	69人	9.1%
70－74	27人	15.3%	150人	84.7%	177人	23.2%
75－79	42人	16.5%	213人	83.5%	255人	33.6%
80－84	27人	15.4%	148人	84.6%	175人	23.0%
85－	24人	28.2%	61人	71.8%	85人	11.1%
合計	128人	16.9%	633人	83.1%	761人	100.0%

2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者

平成30年度登録者860人のうち交付金申請者数

1,000ポイント	23人	23,000ポイント
2,000ポイント	47人	94,000ポイント
3,000ポイント	59人	177,000ポイント
4,000ポイント	39人	156,000ポイント
5,000ポイント	188人	940,000ポイント
合計	356人	1,390,000ポイント

3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は27団体であった。

内訳は、社会福祉法人が6団体、株式会社が13団体、NPO法人が4団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、その他の団体が2団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1)レクリエーション等の指導、参加支援」が26団体、「(2)お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助」が15団体、「(3)喫茶等の運営補助」が12団体、「(4)散歩、外出、館内移動の補助」が18団体、「(5)模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い」が20団体、「(6)話し相手」が22団体、「(7)施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動」が17団体、「(8)その他(高齢者世帯のゴミ出し等)」が1団体であった。

介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況

指定団体名など（全 27 団体）	活動内容（※）							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
稲城市（介護予防推進事業）					対象			
稲城市社会福祉協議会（ふれあいセンター事業）	対象				対象	対象	対象	対象
ペアウェル多摩川	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO法人 支え合う会みのり（高齢者会食会など）	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ベストライフたま	対象		対象	対象	対象	対象	対象	
平尾会（ひらお苑）	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
博愛会（ハーモニー松葉）	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO 法人 NPO ふれあい広場ポーポーの木	対象		対象		対象			
デンマークイン若葉台	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ニチイホーム稲城	対象					対象	対象	
稲城市赤十字奉仕団	対象				対象			
NPO法人 はじめのいっぽ	対象	対象		対象	対象	対象		
アクアメイト稲城通所介護事業所	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
そんぼの家稲城矢野口	対象	対象	対象	対象		対象		
NPO法人 稲城・なごみの家	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
稲城市柔道接骨師会デイサービス	対象					対象	対象	
平尾ベルの会	対象		対象		対象			
やのくち正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
ペアウェル矢野口	対象	対象			対象	対象	対象	
そんぼの家S稲城長沼	対象		対象	対象		対象		
そんぼの家S稲城	対象		対象	対象		対象	対象	
小規模多機能型居宅介護みんなの家・稲城長沼 グループホームみんなの家・稲城長沼	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
稲城ケアセンターそよ風	対象	対象			対象	対象		
看多機かえりえ平尾	対象			対象		対象		
コーシャハイム平尾	対象			対象				

- 活動内容（※）
- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
 - (2) お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助
 - (3) 喫茶等の運営補助
 - (4) 散歩、外出、館内移動の補助
 - (5) 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い
 - (6) 話し相手
 - (7) 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動
(例 草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等)
 - (8) その他（例 高齢者世帯のゴミ出し等）

第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査

1 調査目的

介護支援ボランティア登録者について、平成30年度の活動状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア活動者
2. 調査方法 活動時に各会場で用紙を配布し、任意で回答を依頼
3. 調査時期 平成31年3月下旬から令和元年5月末
4. 回収結果 有効回収数 78枚

3 調査結果

1. 活動期間及び頻度について・・・3年以上の活動者が7割以上となっている。活動頻度に関しては、1月あたり5回未満が7割以上となっており、週1回もしくは2週間に1回程度の活動が中心となっている。
2. 介護支援ボランティアを知った方法について・・・5割以上が友人・知人からの口コミにより制度を知っている。
3. 介護支援ボランティア制度について・・・8割以上が良い制度であると評価している。また、見直しが必要と考える登録者は1割以下である。
4. 健康観の変化・・・5割以上の登録者が、「張り合いが出てきた」、「健康になった」という良い健康観の変化を感じている。また、変わらないと回答した登録者は2割程度いる。
5. 5000ポイント獲得者への特典・・・よみうりランドのチケットが4割以上となった。
6. 制度についての自由記載・・・肯定的な意見として、「ボランティアが励みになっている」、「今後も続けたい」など。制度改善などについては、「ボランティア同士の交流会があるとよい」など。

※アンケートの自由記載欄に関する回答は一部修正、省略して掲載しています。

【平成30年度活動分】

介護支援ボランティア制度アンケート

78枚回収

1. 介護支援ボランティアとしての活動期間および活動頻度をお教えてください。

活動期間

1年未満	1人	1.3%	1～2年	10人	12.8%
2～3年	2人	2.6%	3年以上	59人	75.6%
無回答	6人	7.7%	合計	78人	100.0%

活動頻度（1月あたり）

5回未満	55人	70.5%	5回以上	15人	19.2%
無回答	8人	10.3%	合計	78人	100.0%

2. 最初に介護支援ボランティアを知った方法は何ですか。（いくつでも回答可）

① 広報・市ホームページ	16人	18.8%
② 市のチラシ	5人	5.9%
③ 友人・知人からの口コミ	46人	54.1%
④ テレビ・新聞・雑誌	0人	0.0%
⑤ その他	17人	20.0%
⑥ 無回答	1人	1.2%
合計	85人	100.0%

⑤その他（概要記載）

- ・社会福祉協議会からの紹介
- ・ふれあいセンターからの紹介
- ・他のボランティアの会からの紹介

3. 介護支援ボランティア制度について、どのように思いますか。(ひとつのみ回答)

① 良い制度だと思う	66人	84.6%
② 普通の制度だと思う	8人	10.2%
③ 見直しが必要だと思う	1人	1.3%
④ その他	2人	2.6%
⑤ 無回答	1人	1.3%
合計	78人	100.0%

④ その他（概要記載）

- ・高齢の方の支援のつもりが、自分が元気になっている。
- ・ボランティアをする方も高齢者のため嬉しい励みになっている。
- ・よい制度とは思いますが無償でも良い。

4. (介護支援ボランティアを行われている方のみ) 介護支援ボランティアの活動を始める前と現在では、健康面や精神面に変化はありましたか。(いくつでも回答可)

① 張り合いが出てきた	49人	55.1%
② 健康になった	10人	11.2%
③ 変わらない	20人	22.5%
④ 体調をくずした	1人	1.1%
⑤ その他	4人	4.5%
⑥ 無回答	5人	5.6%
合計	89人	100.0%

⑤ その他（概要記載）

- ・ボランティアをすることで自分の達成感がある。
- ・健康でありたいという気持ちが高まった。
- ・自分の老後を考えるきっかけになった。

5. 平成 30 年度までは 5000 ポイント獲得者に東京ヴェルディツアーへの招待がございましたが、平成 31 年秋は競技場の関係でツアーが中止のため、よみうりランドのチケットをプレゼントします。5000 ポイント獲得者へ今後どのような特典があると良いでしょうか。(いくつでも回答可)

① ヴェルディツアーの継続	9 人	11.1%
② よみうりランドのチケット	37 人	45.7%
③ その他	6 人	7.4%
④ 無回答	29 人	35.8%
合計	81 人	100.0%

③その他（概要記載）

- ・周辺の植物園美術間音楽関係などにもどうでしょうか。
- ・丘の湯利用券
- ・お茶等。高齢なのでよみうりランドへは行かない、ボランティアで行った時にそこで飲めるお茶等の券があれば嬉しい。
- ・特になし（獲得については特に興味なし）
- ・何も無くてよい

6. ボランティア制度についてご感想・ご意見などありましたら自由にご記入ください。
(概要記載)

ボランティアになかなか関われませんでした。この制度で自然と行くことができ、友達もでき感謝しています。
ボランティアさせて頂くことができ有り難いと思っています。
関心を持たれる方々が多くなったと思います。
ボランティアに伺う日を心待ちにしており、励みになります。
お金をいただくより、積み立てて、自分が必要になったとき使える制度になるといい。
高齢者同士ボランティア仲間として互いに声をかけあったり助け合ったりの気持ちが生まれ、地域を身近に感じるようになりました。
介護支援ボランティア同士の交流会があると良い。
大変良い制度だと思っています。今後も続けたいと考えています。
双方に良い制度だと思う。
健康が許す限り続けたいと思っています。
たくさん教わるのがあって有り難いです。
施設で交流会をしていただき、とっても嬉しいお食事をいただきました。ありがとうございました。
ポイントがつくのが意外でした。

第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会

1 意見交換会の開催目的

稲城市介護支援ボランティア受入機関等との情報交換を通して制度をより良いものにしていくこと、また受入機関等で制度運営上困っている点や疑問点などを解消することを目的として開催した。

2 意見交換会に向けたアンケート調査

意見交換会開催にあたって、受入機関等の現状や議題の選定等を目的としてアンケート調査を事前に実施した。

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 26 団体
2. 調査方法 FAXによる回収
3. 調査時期 平成 31 年 3 月
4. 回収結果 有効回収数 26 団体
5. アンケート調査結果

介護支援ボランティアについて

問1 現在、介護支援ボランティアを実際に受け入れていますか。

答1

① 受け入れている	23機関	88.5%
② 受け入れていない	3機関	11.5%
無回答	0機関	00.0%
合計	26機関	100.0%

問2 介護支援ボランティアは、週にどの程度活動していますか。

答2

① ほぼ毎日(週5日程度)	4機関	15.4%
② 3~4日程度	5機関	19.2%
③ 週1~2日程度	7機関	26.9%
④ 不定期	3機関	11.5%
⑤ その他	4機関	15.4%
無回答	3機関	11.5%
合計	26機関	100.0%

問3 各曜日およそ何人ぐらいの介護支援ボランティアの方が活動されていますか。

答3

社会福祉法人①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	6人	8~9人	6~7人	4~5人	2人	1人
午後	6~7人	7人	5~6人	3~4人	3~4人	8~9人	0人

社会福祉法人②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	2人	2人	2人	2人	2人	2人	0人
午後	2人	2人	2人	2人	2人	2人	4人

社会福祉法人③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	5人	5人	5人	5人	5人	2~3人	0人
午後	2~3人	2~3人	2~3人	2~3人	2~3人	2~3人	0人

社会福祉法人④

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	3人	1人	3人	2人	4人	1人	0人
午後	1人	1人	1人	2人	2人	1人	0人

社会福祉法人⑤

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人

民間事業者①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	2人	0人	0人	0人	3人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

民間事業者②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	1人	0人	0人	1人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

民間事業者③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	0人	0人	2人	2人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

民間事業者⑦

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	2人	0人	0人	0人

民間事業者⑨

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	2人	1人	0人	2人	0人	0人	0人

民間事業者⑩

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人

民間事業者⑬

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	1人	1人	2人	1人	1人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

その他の団体①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	19人	8人	18人	22人	25人	0人	0人
午後	19人	7人	18人	21人	25人	0人	0人

その他の団体③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	4人	3人	0人	5人	0人	0人
午後	1人	0人	2人	0人	2人	1人	0人

その他の団体④

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	10人	0人	0人	0人

その他の団体⑤

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	3人
午後	2人	0人	2人	0人	0人	0人	3人

その他の団体⑥

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	10人	5人	0人	7人	0人	10人	0人
午後	36人	8人	0人	7人	0人	10人	0人

その他の団体⑦

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	2人	2人	0人	0人	0人
午後	0人	7人	0人	9人	0人	6人	0人

問4 ボランティア受入機関等としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったこと、運営上の疑問などご記入ください。

答4

- 介護支援ボランティアに関する説明及び周知はまだまだ足りていないように思う。
- 困ってはいないが用意準備はこちらで行うが最終の片付けなどを行ってもらわないと施設も困ってしまう。なるべく片付けもできる方を希望したい。
- ボランティアの方々がやりがいを感じているのでうれしく思います。
- 手帳の回数を超えて利用くださる方々も複数おられます。
- お手伝い系のボランティア、いつもお世話になっております。もう何年も来ていただいております、お客様とも関係良好でありがたく思っております。
- ボランティア手帳のポイントの上限を越えて活動している人が多いので上限を上げてください。
- いつも来ていただいて大変助かっております。活動や掃除など本当にありがとうございます。
- とても助かっています。インフルエンザなど感染症の時期には意識高く配慮してください。
- ご利用者様からあの方がボランティアに来るなら「私はここへ来ない」などの発言もあり施設として受け入れないことにしました。
- 傾聴ボランティアの説明会回数を増やしてほしい、せめて年2回にしてほしい。
- とてもありがたいです。もっと増やしていけたらと思っております。

ボランティアについて

問5 貴機関・施設ではボランティア受け入れの担当者はいらっしゃいますか。

答5 ①いる ②いない

① いる	19機関	73.1%
② いない	7機関	26.9%
無回答	0機関	0.0%
合計	26機関	100.0%

問6 貴機関・施設ではボランティアを最大で何人くらいまで受け入れることが出来ますか。また現在のボランティア受け入れ数は何人くらいですか。

答6

受入機関等	最大受け入れ可能数	現在の受け入れ数
社会福祉法人①	制限なし	
社会福祉法人②	30人	28人
社会福祉法人③		
社会福祉法人④	5人	19人
社会福祉法人⑤		
民間事業者①	10人	5人
民間事業者②	10人	6人
民間事業者③	なし	5人
民間事業者④	0人	0人
民間事業者⑤	0人	0人
民間事業者⑥	2～3人	1～2人
民間事業者⑦	7人	3～4人
民間事業者⑧	0人	0人
民間事業者⑨	10人	6～8人
民間事業者⑩	5人	2～3人
民間事業者⑪	グループであれば10名程度	2～3人/回
民間事業者⑫	4～5人	
民間事業者⑬	10人	6人
その他の団体①		50人
その他の団体②	2人	1人
その他の団体③		13人
その他の団体④		10人
その他の団体⑤	5人	3人
その他の団体⑥		
その他の団体⑦		20人
その他の団体⑧		

問7 ボランティアの受け入れ状況はいかがですか。

答7

① もっと受け入れたい	14機関	53.8%
② これ以上は受け入れられない	1機関	3.8%
③ ちょうどいい	5機関	19.2%
その他	1機関	3.8%
無回答	5機関	19.2%
合計	26機関	100%

問8 ボランティアの活動に関して特記することがありましたらご記入ください。

答8

- スタッフが高齢化し、喫茶業務も地域のイベントなどに人手が足りません。ボランティアの人を探すのが大変です。
- 月に1回、月に2回のボランティアの方もいらっしゃいますが、毎週の可能なボランティアについて知りたいと思っております。ボランティア開始時のルール説明(危険行為等)はグループごとなのでしょうか？人によってムラを感じることがあります。施設の種類によっても注意点は変化すると思います。
- 火曜日、水曜日のフロア対応のボランティアさんがいなくなってしまったので来られる方がいるとありがたいです。
- 60～70代の方のボランティアを募集しています。
- ボランティアの方々に来ていただくことで、利用者の方の生活がより良いものとなっております。いつもありがたいと思っております。
- ボランティアさんにはとても良くしていただいています。ご入居の方にも人気があり助かっています。
- 傾聴ボランティアさん大変助かっております。日時によってはスムーズにご案内できないことがあり、すみません。
- いつも気持ちよく来て下さっています。入居者様も皆喜んで楽しい時間を過ごすことが出来て大変嬉しく感謝申し上げます。

3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第

介護支援ボランティア受入機関意見交換会 次第

日 時:平成 31 年3月 27 日(水) 10 時 00 分～11 時 30 分

場 所:中央文化センター 4階 集会室

開 会

議 題

1 介護支援ボランティア制度について

(1)市役所高齢福祉課

①制度の趣旨

②29年度実施報告書

(2)社会福祉協議会

① 登録など事務の流れ

② 個人情報保護などのボランティアの心得と制度説明会の実施

2 ボランティアの受け入れなどについて

出席事業者から自己紹介と現在の受入状況などの紹介

3 介護支援ボランティア制度へのご意見・ご質問

4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録

【開催日時】平成 31 年 3 月 27 日(水)10 時 00 分～11 時 30 分

【開催場所】中央文化センター 4 階 集会室

【参加団体】受入機関等 6 団体 6 人、市役所事務局 3 人、社協 1 人

※意見交換会の発言順・会話の流れなどは考慮せず、受入機関等毎に今回の意見交換会で出た意見をまとめることで議事録とする。

【議題2】ボランティアの受入状況

○いつもボランティアに来ていただき助かっています。介護支援ボランティアの受入ということでは来ていただくことでボランティアの方にもお元気になっていただける意義もあると前回の意見交換会で感じ、それを心掛けながら受け入れています。傾聴ボランティアや茶碗洗い、音楽活動など来ていただいて利用者の方もボランティアさんも笑顔で帰っていただけたところが施設としても嬉しく思っています。65 歳から使えるので、65 歳からの方が来ていただけたと助かるのではと思いますが、80 代 90 代の方も続けて活躍されているのでまさにこれが稲城市の介護予防につながっていると感じております。

○会食会ボランティアは全員がボランティアで運営しています。150 人ほどのうち 50%が 70 歳台で、70 歳以上の方を中心に活動しております。もともとボランティアで来ていただいており、そこに介護支援ボランティア制度があつて、形になるということが励みになって喜んでくださっています。会食会のため、ただ食事に来る方もいますがそこで簡単な食事づくり以外の場所でも箸を並べたり会計をしたりなどちょっとした手伝いもあります。それ以外の活動では会報誌を作成しています。印刷して出来上がったものを皆で一冊の会報誌に作り上げています。90 歳を過ぎた方が介護支援ボランティアの 10 周年記念式典の際に表彰されていて励みになっていてとても嬉しそうでした。他の予定より介護支援ボランティアを優先して週 1 回など自分で流れを決めて参加してくださっています。70 代の方中心なので、若い世代を受け入れるため、次につなげるためにも何か形になるものがあればより良いのかなと思います。

○月曜日から土曜日までの 10 時から 11 時の 1 時間、アクティビティというかたちでレクリエーションをやっています。ヘルパーをつけて行っていますが専門的な知識がなかったりどうしても同じような活動が増え、折り紙やぬり絵ばかりだったものがボランティアさんを受け入れてから専門的な活動をしてもらうことが増えました。入居者が 1～2 人の参加だったのが最低でも 10 名も来てくださり、人気があると 14～15 人も参加していただくようになりました。皆様笑顔で「よかった、また来て欲しい」というお言葉をいただいております。ボランティアさんが冬場毎日寒い中来ていただいているので、職員で何か感謝の気持ちを伝えたいということでささやかですが感謝会を開こうと思っております。夜に軽食と感謝状を作り、これからも続けてくださいとお伝えする予定です。

○病院で裁縫奉仕をやっている団員のみ受け入れています。病院で裁縫奉仕をやりたいという方も奉仕団員になってもらわないといけないという少し異なったやり方です。いま裁縫奉仕をやっている13名～14名の中で12名が65歳以上でほとんどの方が5000ポイントを獲得しています。月に3回13時から16時まで活動して2スタンプずつ獲得しています。8月はお休みで、年間11ヶ月で31回程行っていますが皆様ほとんど参加してくださっています。良い制度で5,000円ももらって、元気で裁縫奉仕もできて嬉しいが制度がすぐ終わらないか心配される方もいました。そのようなことはない、皆の励みになるし皆の健康が保たれると励ましながら活動しています。

○ボランティアの数・活動の種類ともに大きく変更はありません。160名のうち約8割が介護支援ボランティアさんです。活動の種類は25～26種類で日常生活の支援にあたる洗濯たたみや配膳、趣味活動というところでは書道、音楽の活動をしていただいています。介護予防に役立つようにという介護支援ボランティアですが、10年ほど活動するなかで大きな手術をされて半年ほど休んだ後、戻ってきてまた活動される方もいました。一方では認知症がでてきてボランティアの仲間から包括支援センターに相談が入り、認定がついてボランティアをするのは難しくなったケースもありました。高齢者に特化した施設なので、今後何かの形でかわることができるとし、顔見知りの中でボランティアはできなくても別の活動ができるのも良いところかなと感じています。高齢化社会でボランティア活動全体として課題はありますし、65歳までは働く社会になっているので65歳以上になってからボランティアを試みようかなと、うまく活動につなげていけたらと思っています。

○特養では傾聴や裁縫、デイサービスではお茶出しや踊り、歌などの活動をしてもらっており感謝しております。ボランティアの方がどんな気持ちで来ているのか聞ければという思いもあり、感謝の気持ちも伝えたいということで年に1度感謝祭として交流の機会を設けております。受け入れる側として感じていることとして、ボランティアという形ですが外部の方が来られるので挨拶などをよりきちんとしなければいけないと引き締まるという意味合いもあり、感謝しております。ボランティアされている方にとって励みになればいいなという思いで受け入れさせていただいております。また、社協だよりにボランティアの募集をのせていただき実際にボランティアさんを紹介していただいたこともありました。

【議題 5】意見交換

介護支援ボランティア制度へのご意見・ご質問

○ボランティア保険について

年間 20 件程、怪我の報告が入っております。ボランティアの帰りに自転車で転んだ、段差を踏み外したなどが主に多くあります。ボランティア保険に加入している意識を持っていないかたもいらっしゃるので事故があったという報告がありましたら、社会福祉協議会に連絡するよう伝えていただければと思います。施設の備品を壊してしまったり活動中のけがは今まで聞いたことがありません。

○記念品について

10 周年の手帳カバーがとても好評で、ボランティアさんの中ではこのカバーを使っていることが嬉しく励みになっているという方が多くいます。普段スタンプを押すときに開くのが面倒でクリップをつけたりしているので長く続けていく中でクリップやしおりなど今後記念になるようなものがあればまた励みになるのではと思いますのでご検討いただければと思います。

○ボランティアさんがやりづらいことがないのか気持ちよくやっていただけているのかボランティアさんの気持ちを聞けたらと思います。

ボランティアの担当者がはっきりしているところは誰に連絡すればよいか、誰に頼ればよいか明確なのでボランティアさんは大変心強いと思います。担当者がきまっていないところはその日誰に声をかけたらいいかとかなぜ今日来たのかといわれてしまったという声や、挨拶がなかったという声はありました。

傾聴ボランティアの活動をしたいという方について、うちはもともとグループで曜日ごとにリスナーがはいっています。そのグループと一緒に活動されてはどうかと提案すると、リスナーのほうは活動拠点が遠いので、できればグループには入らないで活動したいという方がいました。個人でこの曜日と決めてきていただく分には構わないのですが一人で施設にきてどのように活動したらよいか難しいという不安もあるようでした。職員が活動について教えることはできないし、既にはいつているリスナーさんについて体験していただくしかないとお話をしていました。たまたまリスナーさんも地域で様々なことをされている方が多いので個人的なつながりで活動をご一緒することができることになったのですが、リスナーさんの中で役員をうけていかなければいけないのが非常に負担となっているように思います。特に平尾は離れているので社協に行くにも車がないと行きづらいというところもあり、私たちが介入することはできないのですが社協のほうで何か介入していただけると助かります。

稲城市は傾聴ボランティアグループがひとつしかなく、リスナーが大所帯になってきており、その中で意見の違いや役員の代表や書記が大変になってきています。特に定例会というのが社協で行なわれるのでリスナーの中でも平尾は足を運びづらいことが議題になっています。大所帯でやっていくことに限界を感じているので平尾の人だけを集めたグループを作ったり役員のない自主グループなども増えていくと思います。今後そのような小さなグループの支援をしていきたいと思っています。

第5章 介護予防効果の検証

1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

稲城市介護支援ボランティア制度の介護予防効果（新規認定率）を保険料抑制という観点から捉えるとどの程度の効果をもたらすのか、試算を行った。

この試算は、平成29年度に稲城市介護支援ボランティア制度が導入されていたことによる保険料抑制効果を、平成30年度に確定した平成29年度の各実績を用いて計算したものである。

介護支援ボランティア制度の費用効果（11,299,500円）から、介護支援ボランティア制度に要した費用（2,760,030円）を控除することにより、稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額8,539,470円となる。これを介護保険料に当てはめると、一人一月あたり8.8円の介護保険料抑制効果があると試算される。

平成 29 年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算（保険料抑制効果）

活動者

区分	記号	数値	計算式
高齢者（65歳以上）人口	P	18,597人	
介護支援ボランティア活動を行った	P (V)	356人	
介護支援ボランティア活動を行っていない	P (V')	18,241人	$P - P (V)$
新規認定者数	Q	526人	
介護支援ボランティア（活動者）	Q (V)	2人	
介護支援ボランティアでない	Q (V')	524人	$Q - Q (V)$
新規認定者出現率	R	2.83%	$Q \div P *1$
介護支援ボランティア（活動者）	R (V)	0.56%	$Q (V) \div P (V) *1$
介護支援ボランティアでない	R (V')	2.87%	$Q (V') \div P (V') *1$

以上から

介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規認定者数	Q'	534人	$P \times R (V') *2$
新規認定者の抑制人数	S	8人	$Q' - Q$

費用利得を計算すると

当該年度の要介護者一人当たりの月額介護費用	M	117,703円	
介護支援ボランティア制度に要した費用	H	2,760,030円	
保険料負担割合（65歳以上）	W	23%	
介護支援ボランティア制度の費用効果（年間）	X	11,299,500円	$S \times M \times 12ヶ月$
介護支援ボランティア制度による費用利得	Y	8,539,470円	$X - H$

よって得られる保険料抑制効果は

保険料抑制効果（月額換算）	Z	8.8円	$Y \times W \div P \div 12ヶ月 *3$
---------------	---	------	----------------------------------

*1 小数点第三位を四捨五入

*2 小数点以下四捨五入

*3 小数点第二位を四捨五入

参 考 资 料

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成 19 年 7 月 9 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

- 2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第 3 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

- 2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第 1 号被保険者とする。
- 3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。
- 4 介護支援ボランティアは、第 5 条第 1 項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第 4 条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

- 2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書」(様式第1号)により市長へ申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消決定通知書(様式第3号)により指定を受けていた者に通知するものとする。
- 5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。
- 6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。
- 7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。
- 8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

- 2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。
- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。
- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条第2項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申請者
住所
団体名
代表者
電話

印

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

稲城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第5条第2項の規定に基づき申請します。

記

事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

年 月 日

団体名
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

団体名
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消す

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）
取消理由	

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稻城市長殿

申出者
住所
氏名
電話

印

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

※振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1. 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人			

様式第5号（第8条第3項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稲城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

被保険者番号	
氏 名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印

稲城市介護予防事業

氏名

健康に心配なし手帳
 ～ 介護支援ボランティア手帳 ～



社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会



東京ヴェルディは稲城市介護予防事業を応援しています。



健康に心配なし手帳の名称について



稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として親しまれています。歴史ある長寿の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。



©K.Okawara・jet house

活動年度 平成 30 年度(平成 31 年 3 月末まで)

氏名 _____

住所 稲城市 _____

電話 _____

生年月日 大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

緊急連絡先 連絡者氏名 _____

(続柄) _____

電話 _____

(必ず記入下さい)

☆ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳を紛失されても、スタンプを再び押印することはできませんのでご注意ください。

稲城市介護支援ボランティア制度について

目的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、稲城市がいいきよとした地域社会となることを目指しています。

対象者： 市内にお住まいの65歳以上の方
(稲城市介護保険第1号被保険者)

介護支援ボランティア制度利用の流れ

1. ボランティア登録をします。
介護支援ボランティア登録申請書（この手帳の24ページ）に記入し、稲城市社会福祉協議会へ提出してください。
2. 介護支援ボランティア活動をします。
指定された施設や団体などでボランティア活動をします。この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしています。

3. 手帳にスタンプをもらいます。(4月から翌年3月まで)
 ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。
 ※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

4. 集めたスタンプを評価ポイントに変えます。(翌年4月以降)
 この手帳を稲城市社会福祉協議会に提出し、前年度に集めたスタンプを「評価ポイントに変える申請」を行ってください。

スタンプの数	受取れる評価ポイント
10から19まで	1,000ポイント
20から29まで	2,000ポイント
30から39まで	3,000ポイント
40から49まで	4,000ポイント
50以上	5,000ポイント

5. 評価ポイントの活用を申し出をします。(翌年7月以降)
 介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の23ページ)に記入し、市または、稲城市社会福祉協議会にこの手帳を添えて提出してください。
 市は、介護保険料の未納・滞納がないことを確認します。

3

6. 評価ポイント数に応じた交付金が口座に振り込まれます。
 稲城市社会福祉協議会では、申請者から指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込みます。合わせて、お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせをお届けしますので確認してください。交付金は、次回の介護保険料のお支払いにお使いください。

評価ポイント	金額
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

介護支援ボランティア制度の流れ

④～⑥は、翌年度に行う手続きです。

4

介護支援ボランティア制度に関するQ&A

Q この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

A この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をしてください。また、安心して活動していただくために、万一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11ページをご覧ください。

Q どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

A この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、稲城市社会福祉協議会もしくは、市役所介護保険係までお問い合わせください。

Q ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたら？

A 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11ページをご覧ください。

5

Q 1日に複数のボランティア活動をしてスタンプをもらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

Q スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

A 集めたスタンプは、翌年度に評価ポイントに変える必要があります。4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントにより、8月以降交付金が振り込まれます。

Q 手帳はスタンプがたまるとまで使い続けてよいのですか？

A 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にち以降になりますので、お忘れなく手続きをしてください。

Q 稲城市外に転出した場合も対象になりますか？

A 稲城市外に転出した場合は対象となりません。スタンプ、評価ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

6

Q ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえるのですか？

A 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は年度ごとに5,000円となっています。



7

ボランティア活動の心得

◆ 身近なことから無理のない範囲で

ボランティア活動と一言で言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関するご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。



8

◆ 秘密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることがあります。しかし、あくまで活動を通して知り得たことであり、個人情報であることから他の方にちょっとした内容のことも漏らさないでください。ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



9

ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行うために、万に備えてご加入することをお勧めします。

(1) どんな場合に補償されるのか

①賠償責任保険

- ・ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせてしまった場合
- ・プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など

②傷害保険

- ・ボランティア自身が活動中にけがをってしまった場合
- ・ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合 など

※補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外来の事故により起きた場合です。



10

(2) 補償金額

賠償責任 (免責なし)	対人・対物 共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・ 借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
	人格権侵害	1名 1事故・保険期間中	50万円 100万円
	事故対応費用	1事故・保険期間中	500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		1.5万~50万円
	入院日数に応じて2~10万円 通院日数に応じて1~5万円		
傷害保険	死亡・後遺障害		800万円
	入院日額		8,000円
	通院保険金日額		4,000円

※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。

(3) 掛け金 300円

(4) 補償期間(保険期間)

4月1日から翌年3月31日まで

※補償期間中の途中加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続きを行った日からとなります。

(5) お申し込み・事故やけがのご報告

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター
稲城市百村7 稲城市福祉センター内
電話：042-378-3800(直通)
042-378-3366(代表)
ファックス：042-378-4999

11

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

12

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書」(様式第1号)により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消決定通知書(様式第3号)により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押し印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

13

3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。

4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。

5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押し印するものとする。

6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。

3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

14

- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。



(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

15

活動記録1 スタンプ押印欄



※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

1 日付 月 日	2 日付 月 日	3 日付 月 日	4 日付 月 日
5 日付 月 日	6 日付 月 日	7 日付 月 日	8 日付 月 日
9 日付 月 日	10 日付 月 日 	11 日付 月 日	12 日付 月 日
13 日付 月 日	14 日付 月 日	15 日付 月 日	16 日付 月 日
17 日付 月 日	18 日付 月 日	19 日付 月 日	20 日付 月 日 

16

活動記録2 スタンプ押印欄


※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

21 日付 月 日	22 日付 月 日	23 日付 月 日	24 日付 月 日
25 日付 月 日	26 日付 月 日	27 日付 月 日	28 日付 月 日
29 日付 月 日	30 日付 月 日 	31 日付 月 日	32 日付 月 日
33 日付 月 日	34 日付 月 日	35 日付 月 日	36 日付 月 日
37 日付 月 日	38 日付 月 日	39 日付 月 日	40 日付 月 日 

17

活動記録3 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

41 日付 月 日	42 日付 月 日	43 日付 月 日	44 日付 月 日
45 日付 月 日	46 日付 月 日	47 日付 月 日	48 日付 月 日
49 日付 月 日	50 日付 月 日 	51 日付 月 日	52 日付 月 日
53 日付 月 日	54 日付 月 日	55 日付 月 日	56 日付 月 日
57 日付 月 日	58 日付 月 日	59 日付 月 日	60 日付 月 日

18

活動記録4 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

61	62	63	64
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
65	66	67	68
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
69	70	71	72
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
73	74	75	76
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
77	78	79	80
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

19

活動記録5 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

81	82	83	84
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
85	86	87	88
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
89	90	91	92
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
93	94	95	96
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
97	98	99	100
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

20

活動記録6 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

101	102	103	104
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
105	106	107	108
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
109	110	111	112
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
113	114	115	116
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
117	118	119	120
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日



21

(必ず記入下さい)

フリガナ ()

氏名 _____

住所 稲城市 _____

電話 _____

※ 管理機関記入欄 ※ (この欄は稲城市社会福祉協議会にて記入いたします)
評価ポイント記録簿 (集めたスタンプを平成31年4月以降、評価ポイントに変えます。)

あなたの30年度の活動回数は _____ 回 _____ 管理簿

あなたの30年度の評価ポイント数は _____ ポイント _____ 管理簿

評価ポイント活用記録簿 (評価ポイントを交付金に変えます。)
※30年度分の評価ポイントを交付金として受け取る場合、入金は31年8月以降になります

申請日	使用した 評価ポイント数	残っている 評価ポイント数	管理簿
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			

22

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

本人⇒市役所

様式第4号(第8条第1項関係)

平成 年 月 日

稲城市長殿

申出者住所

氏名(ふりがな)

印

電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被 保 険 者 番 号	
氏 名	申出者と同じ
蓄 積 評 価 ポ イ ン ト 数 (A) (この手帳で獲得したポイント数)	ポイント
活 用 希 望 ポ イ ン ト 数 (B) (口座振込を希望するポイント数)	ポイント
差 し 引 き 残 高 ポ イ ン ト 数 (A-B)	ポイント

振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

23

キ
リ
ト
リ
セ
ン

介護支援ボランティア登録申請書

本人⇒稲城市社会福祉協議会

平成 年 月 日

介護支援ボランティア登録申請書

私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。
なお、活動を通して知り得たことは、口外いたしません。

(ふりがな) 名 前	
住 所	
電 話	
生年月日 ※1	
介護保険被保険者 番号 ※2	

※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。

※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は稲城市社会福祉協議会
が市に照会することを認めます。

24

キ
リ
ト
リ
セ
ン

介護支援ボランティア活動先一覧

団体・事業所名	電話番号	住所
特定非営利活動法人 支え合い会 みのり	378-8757	矢野口364-3
通所介護事業所 デイサービスセンターペアアウェル矢野口	379-1834	矢野口944
介護付き有料老人ホーム そんぼの家 船城矢野口	370-3700	矢野口1674-1
地域密着型複合施設 やのくち正吉苑	370-2202	矢野口1804-3
ケアハウス・通所介護事業所 ハーモニー松葉	370-8160	矢野口1806
特定非営利活動法人 船城・なごみの家 (滝沢宅)	377-6118	東長沼617-1
介護付き有料老人ホーム ペアアウェル多摩川	377-5770	東長沼665
介護付き有料老人ホーム ニチイホーム 船城	370-3581	東長沼696
サービス付高齢者向け住宅 そんぼの家S船城長沼	370-0651	東長沼1124-1
通所介護事業所 船城柔道後援会デイサービス	401-8755	東長沼1174-7 リベラルハイツ101
小規模多機能型居宅介護・グループホーム みんなの家・船城長沼	370-0380	東長沼1713-8
サービス付高齢者向け住宅 そんぼの家S船城	370-3161	東長沼2430
特別養護老人ホーム いなぎ苑	379-5500	百村255
特定非営利活動法人 はじめのいっぽ	090-4831-5060	板浜539-11 コーポソレイユ
特別養護老人ホーム ひらお苑	331-5666	平尾2-49-20
喫茶ポーポーの木	350-3477	平尾3-1-35-102
平尾ベルの会	331-5432 (末松宅)	平尾3-7-5 50号棟集合室(第2.4木) 64号棟集合室(第1.3火)

団体・事業所名	電話番号	住所
看護小規模多機能型居宅介護事業所 香多機かえりえ平尾	350-5838	平尾3-7-4
サービス付高齢者向け住宅 コーシャハイム平尾	350-5832	平尾3-7-4
特別養護老人ホーム いなぎ正吉苑	331-2001	平尾1127-1
介護付き有料老人ホーム ベストライフたま	350-7210	平尾1250
正吉苑ミニデイサービス 押立の家	370-2202	押立728-8
通所介護事業所・短期入所生活介護事業所 船城ケアセンターそよ風	370-0881	押立1192-1
NPOふれあい広場 ポーポーの木	379-3373	向陽台5-10 リベレ向陽台3-104
通所介護事業所 アクアメイト船城通所介護事業所	370-0580	向陽台6-8
老人保健施設 デンマークイン若葉台	331-3030	若葉台3-7-1

25

ボランティア活動保険 領収書貼付欄

※ボランティア活動保険の領収証は紛失しないよう、
こちらに貼付してください。



©K.Okawara・Jet Inoue

稲城市福祉部高齢福祉課介護保険係
稲城市東長沼 2111
電話：042-378-2111 (内線：282・283)
ファックス：042-378-5677

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会
稲城市百村7 稲城市福祉センター内
電話：042-378-3800
ファックス：042-378-4999

介護支援ボランティア視察受入状況（視察受入状況：平成19年7月以降～平成31年3月末までのもの）

	日付	訪問団体	職種	人数
1	19.07.19	青森県八戸市	職員	3
2	19.08.23	大阪府茨木市	議員	3
3	19.08.28	愛知県稲沢市	職員	3
4	19.08.30	愛知県豊橋市	職員	4
5	19.08.31	東京都世田谷区	職員	2
6	19.09.21	岡山県	職員	1
7	19.10.03	鳥取県米子市	議員	9
8	19.10.04	福岡県介護保険広域連合	職員	2
9	19.10.11	大阪府柏原市	議員	3
10	19.10.12	熊本県人吉市	議員	10
11	19.10.15	三重県桑名市	議員	3
12	19.10.18	神奈川県南足柄市	職員	5
13	19.10.24	岐阜県多治見市	議員	8
14	19.10.24	福島県喜多方市	職員	1
15	19.10.25	新潟県燕市	議員	9
16	19.10.31	沖縄県宜野湾市	議員	10
17	19.11.01	東京都調布市	議員	1
18	19.11.05	愛媛県八幡浜市	議員	9
19	19.11.07	岡山県岡山市	議員	14
20	19.11.13	愛知県刈谷市	議員	2
21	19.11.14	愛知県一宮市	議員	12
22	19.11.16	民主党東京都第22区総支部	議員	18
23	19.11.19	東京都清瀬市	議員	1
24	19.11.19	神奈川県横浜市	職員	2
25	19.11.20	岡山県井原市	職員	2
26	19.11.22	福島県郡山市	職員	1
27	19.12.20	大分県別府市	議員	1
28	20.01.24	京都府宇治市	議員	12
29	20.01.31	静岡県伊東市	議員	1
30	20.02.05	新潟県三条市	議員	5
31	20.02.06	香川県観音寺市	議員	2
32	20.02.13	大阪府吹田市	議員	11
33	20.02.14	兵庫県西宮市	議員	1
34	20.02.14	福岡県福岡市	議員	1
35	20.02.20	東京都	職員	3
36	20.02.25	東京都八王子市	職員	3
37	20.03.06	山口県下関市	職員	2
38	20.05.09	神奈川県藤沢市	職員	9
39	20.05.12	東京都東久留米市	議員	2

40	20.05.15	鹿児島県奄美市	議員	8
41	20.05.21	富山県小矢部市	議員	6
42	20.05.22	群馬県太田市	議員	4
43	20.05.29	厚生労働省(東京都)	職員	10
44	20.06.13	愛知県春日井市	職員	2
45	20.06.30	東京都清瀬市	職員	4
46	20.07.01	公明党高齢者トータルサポートPT	議員	6
47	20.07.04	香川県東かがわ市	議員	7
48	20.07.09	静岡県牧之原市	職員	6
49	20.07.10	岩手県北上市	議員	9
50	20.07.25	厚生労働省(東京都)	職員	1
51	20.07.28	神奈川県横須賀市	職員	2
52	20.07.29	奈良県香芝市	議員	3
53	20.07.30	千葉県印西市	議員職員	7
54	20.07.31	鹿児島県霧島市	職員	4
55	20.07.31	鹿児島県	職員	2
56	20.08.04	岐阜県羽島市	議員	10
57	20.08.18	東京都新宿区	議員	2
58	20.08.18	愛知県北名古屋市	議員	6
59	20.08.20	岐阜県関市	議員	10
60	20.08.22	宮崎県議会	議員	13
61	20.08.25	群馬県邑楽郡明和町	職員	2
62	20.08.25	山梨県甲府市	職員	3
63	20.08.25	静岡県磐田市	職員	3
64	20.09.09	静岡県掛川市	職員	2
65	20.09.30	青森県三戸郡五戸町	議員	8
66	20.10.02	静岡県掛川市	議員	11
67	20.10.06	北海道余市町	議員	7
68	20.10.07	千葉県浦安市	職員市民	12
69	20.10.15	広島県福山市	職員	4
70	20.10.20	愛知県尾張旭市	職員	3
71	20.10.22	北海道帯広市	職員	2
72	20.10.23	岩手県盛岡地区福祉連絡協議会	職員	12
73	20.10.31	岐阜県可児市	議員	8
74	20.10.31	千葉県流山市	職員	2
75	20.11.13	埼玉県比企郡鳩山町	議員町長	15
76	20.11.13	北海道苫小牧市	職員	1
77	20.11.17	東京都立川市	議員	2
78	20.11.18	東京都板橋区	議員	2
79	20.11.18	千葉県成田市	議員	1
80	20.11.18	千葉県香取市	議員	2
81	20.11.26	鳥取県鳥取市	議員	8
82	20.11.28	山形県天童市	職員	2
83	21.01.14	長野県上伊那地方事務所	職員	1
84	21.01.26	長野県千曲市	議員	6

85	21.02.02	長野県長野市	議員	2
86	21.02.03	愛知県東浦町	議員	2
87	21.02.03	愛知県阿久比町	議員	1
88	21.02.04	東京都杉並区	議員	1
89	21.02.06	岩手県八幡平市	議員	6
90	21.02.10	京都府久御山町	議員	2
91	21.02.10	京都府精華町	議員	2
92	21.02.16	和歌山県九度山町	議員	11
93	21.02.19	兵庫県加古郡稲美町	議員	3
94	21.02.20	沖縄県宜野湾市	職員	2
95	21.02.25	熊本県水俣市	職員市民	4
96	21.02.26	千葉県多古町	民生委員	31
97	21.04.03	大阪府交野市	議員	1
98	21.04.17	鹿児島県鹿児島市	議員	1
99	21.04.22	東京都調布市	職員	3
100	21.04.30	千葉県我孫子市	議員	3
101	21.05.12	埼玉県新座市	議員	4
102	21.05.20	北海道苫小牧市	議員	2
103	21.05.21	大阪府大阪狭山市	議員	2
104	21.06.11	山口県山陽小野田市	社協職員	1
105	21.07.03	秋田県鹿角市	議員	5
106	21.07.15	静岡県袋井市	職員・社協職員	2・社協 1
107	21.07.30	埼玉県	職員	3
108	21.08.03	山口県周南市	議員	5
109	21.08.05	神奈川県相模原市	職員	5
110	21.08.06	茨城県土浦市	職員	4
111	21.08.31	三重県桑名市	職員	5
112	21.09.04	埼玉県川口市	職員	2
113	21.10.05	香川県高松市	議員	13(他随 2)
114	21.10.07	鹿児島県薩摩川内市	議員	9(他随 1)
115	21.10.09	佐賀県佐賀市	職員	1
116	21.10.14	京都府八幡市	議員	7(他随 2)
117	21.10.16	滋賀県彦根市	議員	4(他随 2)
118	21.10.23	東京都北区	議員	2
119	21.10.27	兵庫県加古川市	議員	8(他随 1)
120	21.10.28	滋賀県草津市	議員	8(他随 2)
121	21.11.05	沖縄県浦添市	議員	8(他随 1)
122	21.11.06	福岡県北九州市	議員	2
123	21.11.11	山口県下松市	議員	7(他随 1)
124	21.11.16	広島県安芸郡府中町	議員	6(他随 2)
125	21.11.16	山梨県富士吉田市	職員	8
126	21.11.17	新潟県柏崎市	議員	7(他随 2)
127	21.11.20	愛知県江南市	議員	1
128	21.11.20	静岡県焼津市	職員	2
129	21.12.10	秋田県大曲仙北広域市町村組合	職員	9

130	22.01.22	愛媛県新居浜市	議員	1
131	22.01.27	山形県三川町	議員	6
132	22.01.28	愛知県小牧市	議員	3
133	22.02.01	京都府長岡京市	議員	3
134	22.02.10	福島県郡山市介護保険運営協議会	委員	8(他随2)
135	22.02.16	神奈川県大和市	職員	2
136	22.02.22	宮城県柴田町	職員	2
137	22.03.30	北海道旭川市	議員	1
138	22.04.16	広島県東広島市	議員	2
139	22.04.20	島根県浜田市	議員	9(他随1)
140	22.04.27	埼玉県所沢市	議員	3
141	22.05.11	岩手県盛岡市	議員	11(他随3)
142	22.05.12	滋賀県長浜市	議員	2
143	22.05.12	愛知県刈谷市	議員	2
144	22.05.14	埼玉県伊奈町	議員	8
145	22.05.18	山梨県北杜市	職員・社協職員	計 10
146	22.05.19	沖縄県石垣市	議員	7(他随1)
147	22.05.27	埼玉県鳩山町	職員・社協職員	2・社協 2
148	22.07.15	愛知県豊川市	議員	11(他随2)
149	22.07.21	滋賀県守山市	職員	7
150	22.07.26	静岡県島田市	職員・社協職員	3・社協 1
151	22.07.27	宮城県岩沼市	議員	3
152	22.07.28	広島県安芸高田市	職員・社協職員	1・社協 1
153	22.07.28	愛媛県新居浜市	議員	7(他随2)
154	22.07.30	埼玉県さいたま市	市長・職員	5
155	22.08.02	京都府八幡市	議員	2
156	22.08.02	京都府木津川市	議員	1
157	22.08.02	京都府京田辺市	議員	2
158	22.08.04	奈良県葛城市	議員	6(他随2)
159	22.08.05	長崎県長崎市	議員	1
160	22.08.05	青森県八戸市	職員	1
161	22.08.10	神奈川県平塚市	職員	2
162	22.08.18	岐阜県各務原市	議員	3
163	22.08.19	山形県河北町	議員	8(他随3)
164	22.08.20	埼玉県越谷市	職員・社協職員	4・社協 4
165	22.10.18	福岡県大牟田市	議員	5
166	22.11.01	長崎県大村市	議員	5(他随1)
167	22.11.04	埼玉県越谷市	議員	1
168	22.11.04	宮崎県宮崎市	職員	1
169	22.11.05	東京都国分寺市	職員	3
170	22.11.12	滋賀県近江八幡市	議員	10(他随3)
171	22.11.15	埼玉県吉川市	職員・社協職員	3・社協 2
172	22.11.16	岐阜県垂井町	議員	6(他随3)
173	22.11.18	滋賀県大津市	議員	11
174	22.11.19	愛知県豊田市	職員	1

175	22.11.24	岩手県釜石市	議員	2
176	22.11.24	岩手県花巻市	議員	1
177	22.12.02	北海道幕別町	職員	2
178	22.12.09	岩手県	職員	2
179	22.12.22	高知県高知市	職員	3
180	22.12.24	埼玉県新座市	職員・社協職員 社福職員	2・社協 1・社福 2
181	23.01.19	沖縄県沖縄市	議員	7(他随 1)
182	23.01.27	広島県尾道市	議員	1
183	23.01.27	兵庫県姫路市	職員	2
184	23.02.09	福島県いわき市	職員	2
185	23.02.09	岐阜県美濃加茂市	議員	12
186	23.06.07	宮崎県宮崎市	議員	6
187	23.07.04	北海道札幌市	議員	5
188	23.07.05	大阪府豊中市	議員	9(他随 1)
189	23.07.06	静岡県藤枝市	職員	3
190	23.08.04	静岡県浜松市	職員	2
191	23.08.04	鹿児島県西之表市	職員	4(他県職員 1)
192	23.08.05	福岡県北九州市	職員	2
193	23.08.08	京都府城陽市	議員	7(他随 1)
194	23.08.10	広島県呉市	議員	9(他随 2)
195	23.08.24	鳥取県鳥取市	職員	2
196	23.09.06	東京都多摩市	職員	2
197	23.09.08	高知県	職員	2
198	23.10.04	島根県松江市	議員	8(他随 1)
199	23.10.07	長野県千曲市	議員	8(他随 1)
200	23.10.07	大阪府豊中市	職員	2
201	23.10.11	愛知県豊川市	議員	3
202	23.10.13	石川県七尾市	議員	8(他随 1)
203	23.10.12	岡山県新見市	議員	7(他随 2)
204	23.10.19	新潟県燕市	議員	7(他随 1)
205	23.11.01	埼玉県戸田市	議員	6(他随 1)
206	23.11.09	滋賀県長浜市	職員	4
207	23.11.10	北海道大雪地区広域連合	職員	5
208	23.11.14	東京都三鷹市	議員	7(他随 2)
209	23.12.20	群馬県伊勢崎市	議員	3
210	23.12.22	愛知県半田市	議員	1
211	24.02.07	兵庫県三木市	議員	3
212	24.02.08	大分県中津市	議員	7
213	24.02.16	愛知県豊田市	議員	1
214	24.02.20	鳥取県倉吉市	議員	8
215	24.02.21	栃木県足利市	議員	3
216	24.03.08	福岡県古賀市	職員	1
217	24.05.08	千葉県八街市	議員	14(他随 2)
218	24.05.10	高知県高知市	議員	2

219	24.05.16	東京都調布市	議員	1
220	24.05.21	新潟県胎内市	議員	6(他随 1)
221	24.05.28	愛知県春日井市	議員	2
222	24.07.05	神奈川県伊勢原市	議員	7(他随 1)
223	24.07.10	佐賀県伊万里市	議員	8(他随 1)
224	24.07.13	神奈川県小田原市	職員	1
225	24.07.19	北海道芽室町	職員	4
226	24.07.19	北海道豊富町	職員	3
227	24.07.23	兵庫県尼崎市	議員	4
228	24.07.26	長野県長野市	議員	5
229	24.07.30	秋田県横手市	議員	1
230	24.08.10	大阪府摂津市	議員	6(他随 2)
231	24.10.01	愛知県日進市	議員	1
232	24.10.04	京都府福知山市	議員	6(他随 1)
233	24.10.19	富山県魚津市	議員	6(他随 2)
234	24.10.23	長野県坂城町・飯綱町・飯山市	議員	3
235	24.11.07	山形県東根市	議員	4
236	24.11.16	愛知県日進市	議員	3
237	24.12.12	長崎県大村市	職員	1
238	25.01.23	山形県鶴岡市	議員	3
239	25.01.25	愛知県蒲郡市	議員	3
240	25.01.30	茨城県牛久市	議員	6(他随 1)
241	25.02.07	岩手県盛岡市	議員	2
242	25.02.15	北海道恵庭市	職員	1
243	25.04.23	滋賀県大津市	議員	5
244	25.07.10	愛媛県新居浜市	議員	7(他随 2)
245	25.07.16	愛媛県西予市	議員	6(他随 3)
246	25.07.24	滋賀県野洲市	職員	3
247	25.07.25	千葉県香取市	議員	8(他随 2)
248	25.07.26	愛知県津島市	議員	6(他随 2)
249	25.08.09	富山県南砺市	議員	9
250	25.10.07	愛知県一宮市	議員	9(他随 4)
251	25.10.08	大分県日田市	議員	6(他随 2)
252	25.10.01	茨城県つくば市	職員	7
253	25.11.13	石川県小松市	議員	6(他随 1)
254	25.11.08	埼玉県神川町	議員	12(他随 1)
255	25.10.23	福岡県みやま市	議員	6(他随 1)
256	25.10.21	高知県土佐市	議員	8(他随 1)
257	25.10.10	福井県敦賀市	議員	7(他随 1)
258	25.10.30	山口県下関市	議員	1(他随 1)
259	25.10.22	熊本県合志市	職員	2
260	25.11.11	千葉県 市川市、鎌ヶ谷市、浦安市	議員	3
261	25.10.23	福岡県みやま市	議員	5(他随 1)
262	25.11.13	石川県小松市	議員	6(他随 1)

263	25.11.19	佐賀県伊万里市	議員	4
264	25.10.24	愛知県安城市	職員	1
265	25.11.07	愛知県長久手市	職員	6
266	26.02.06	新潟市社会福祉協議会	職員	4
267	26.05.21	埼玉県児玉郡神川町	職員	7~8
268	26.06.16	日本テレビ	職員	2
269	26.07.04	石川県健康福祉部(講師登壇)	職員	80
270	26.07.22	山口県下松市	議員	11
271	26.07.25	吉祥寺西地域福祉活動推進協議会	職員	25
272	26.07.25	北海道音更町地域包括支援センター	職員	2
273	26.07.31	宮城県女川町	議員	9
274	26.08.01	長野県中野市	議員	6(他随1)
275	26.08.05	(株)道銀地域総合研究所	職員	2
276	26.08.08	山口県光市	職員	4
277	26.08.29	神奈川県藤沢市	議員	1
278	26.09.29	山口大学大学院	学生	1
279	26.10.07	北海道釧路郡釧路町	職員	2
280	26.10.07	沖縄県糸満市	議員	5
281	26.10.09	佐賀県鳥栖市	職員	2
282	26.10.09	宮城県利府町	議員	8
283	26.10.15	富山県砺波市	議員	8
284	26.10.27	三重県伊勢市	議員	4
285	26.11.05	長野県東御市	職員	7
286	26.12.	青森県西津軽郡鮎ヶ沢町	職員	
287	27.01.20	広島県府中市	議員	8
288	27.02.19	千葉県長生村社会福祉協議会	職員	30
289	27.02.03	滋賀県草津市草津未来研究所	職員	1
290	27.02.20	三重県伊勢市	職員	4
291	27.03.10	北海道足寄郡足寄町	職員	3
292	27.06.08	東京都武蔵野市	職員	3
293	27.07.17	特別区協議会	職員	4
294	27.07.23	広島県福山市	議員	10(他随2)
295	27.08.20	慶応義塾大学	学生	1
296	27.09.08	日経BPクリーンテック研究所	職員	12
297	27.10.07	千葉県富里市	議員	9(他随3)
298	27.10.21	北海道幕別町	議員	7(他随2)
299	27.10.28	北海道長沼町	議員	9
300	27.10.30	愛知県半田市	議員	7(他随2)
301	27.11.11	福岡県春日市	議員	6(他随1)
302	27.11.17	新潟県湯沢町	議員	9(他随2)
303	28.01.14	北海道帯広市	職員	5
304	28.02.10	岡山県早島町	議員	10(他随1)
305	28.4.28	厚生労働省	職員	3

306	28.5.12	福岡県志免町	議員	9
307	28.5.19	北海道美幌町	議員	8
308	28.6.21	株式会社リクルート住まいカンパニー	社員	
309	28.6.28	厚生労働省	職員	4
310	28.6.29	岩手県奥州市	職員	4
311	28.7.20	石川県白山市	議員	9
312	28.7.7	新潟県燕市	議員	10
313	28.8.10	福島県須賀川市	職員	2
314	28.9.12	京都大学財政研	学生	18
315	28.10.19	登別市社会福祉協議会	職員	3
316	28.10.24	熊本県菊池市	議員	8
317	28.10.6	岐阜県垂井町	職員	4
318	28.11.1	愛知県大府市	議員	8
319	28.11.16	長野県宮田村	議員	6
320	28.11.22	宮崎県木城町	議員	7
321	28.11.9	岡山県玉野市	議員	10
322	28.12.20	東京都中野区	議員	5
323	29.1.27	岩手県釜石市	議員	2
324	29.1.30	宮崎県えびの市	議員	7
325	29.2.7	富山テレビ	社員	
326	29.6.1	岩沼市民生児童委員	委員	36
327	30.4.19	NHK	社員	1
328	30.4.26	NHK	社員	3
329	30.5.16	宮城県亘理町	議員	7
330	30.5.22	香川県観音寺市	議員	7
331	30.7.17	兵庫県	議員	1
332	30.7.18	愛知県扶桑町	議員	8
333	30.8.8	愛知県豊田市	議員	2
334	30.10.9	愛知県額田郡幸田町	職員	2
335	30.10.10	福島県本宮市	職員	5
336	30.10.17	静岡県三島市	議員	2
337	30.10.18	日立システムズ	社員	5
338	30.10.29	九州産業大学経済学部	准教授	1
339	30.10.31	宮城県蔵王町	議員	7
340	30.11.13	大阪府泉佐野市	議員	11
341	30.11.14	山口県美祢市	議員	5
342	31.1.21	台湾私立朝陽科技大学	准教授	1
343	31.1.25	沖縄県那覇市	議員	7
344	31.3.14	宮崎県小林市	職員	5

※網掛けは職種が議員の団体

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～平成30年度の運用状況について～

令和2年 11月発行

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111 (代表)

F A X 042-377-5677 (代表)

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>